

記者発表（資料配付）			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／22 (木)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除について（2例目）

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した1月11日(日)から10日が経過します。

これを踏まえ、区域内で異常がなかったことから、農林水産省と協議の結果、1月22日(木)13時をもって、搬出制限区域(半径3km～10km)を解除しましたのでお知らせします。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：30施設
- (2) 解除時期：1月22日(木)13時

2 消毒ポイントの見直し

1月22日13時より消毒ポイントを以下のとおり見直します。

名 称	住 所	運営時間	廃 止
県道65号沿い	姫路市飾東町志吹	9-17時	移動制限区域の解除 をもって廃止予定 (2月2日)
兵庫県姫路総合庁舎	姫路市北条1-98	24時間	
夢前スマートインター休憩所	姫路市夢前町前之庄		搬出制限区域の解除 をもって廃止
加西市学校給食センター跡地	加西市下宮木町409-1	廃止	(1月22日13時)
県道43号沿い	加古川市志方町		

3 防疫措置の経過と今後の見込み

- (1) 鶏の殺処分：1月11日(日)4時終了
- (2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：1月11日(日)12時終了 [防疫措置完了]
- (3) 搬出制限区域の解除：1月22日(木)13時
- (4) 殺処分鶏の焼却完了予定：1月25日(日)
- (5) 移動制限区域の解除予定：2月2日(月)
(発生農場の防疫措置完了後21日が経過し、区域内で異常がないこと)